

メキシコ
産業財産規則

最新改正 2016 年 12 月 16 日公示

目次

第 I 部 総則

第 I 章 総則

第 1 条

第 2 条

第 3 条

第 4 条

第 II 章 出願及び申請

第 5 条

第 5 条の 2

第 6 条

第 7 条

第 8 条

第 9 条

第 10 条

第 11 条

第 12 条

第 III 章 通知

第 13 条

第 14 条

第 15 条

第 IV 章 権限の表明と一般登録簿

第 16 条

第 17 条

第 V 章 ファイル

第 18 条

第 19 条

第 20 条

第 21 条

第 II 部 発明，実用新案及び意匠

第 I 章 総則

第 22 条

第 23 条

第 II 章 特許出願

第 24 条

第 25 条

第 26 条

第 27 条

第 28 条

第 29 条

第 30 条

第 31 条

第 32 条

第 33 条

第 34 条

第 35 条

第 36 条

第 37 条

第 38 条

第 39 条

第 40 条

第 41 条

第 42 条

第 43 条

第 44 条

第 45 条

第 46 条

第 47 条

第 47 条の 2

第 48 条

第 49 条

第 III 章 強制ライセンス及び公益のためのライセンス

第 50 条

第 51 条

第 52 条

第 III 部 商標，広告スローガン及び商号

第 53 条

第 54 条

第 55 条

第 56 条

第 57 条

第 58 条

第 59 条

第 59 条の 2

第 59 条の 3

第 59 条の 4

第 59 条の 5

第 60 条

第 61 条

第 62 条

第 63 条

第 64 条

第 65 条

第 66 条

第 67 条

第 68 条

第 IV 部 行政手続，査察，監視及び罰則

第 I 章 行政手続

第 69 条

第 70 条

第 II 章 査察と監視

第 71 条

第 72 条

第 73 条

第 74 条

第 III 章 罰則

第 75 条

第 76 条

第 77 条

第 78 条

第 79 条

第 I 部 総則

第 I 章 総則

第 1 条

本規則の目的は、産業財産法の規則を定めることであり、本規則の適用と解釈の責任は、行政目的ではメキシコ産業財産庁(以下「産業財産庁」と略称する)に存する。

第 2 条

本規則においては、法第 3 条に提供される定義に加えて、省は、経済省を意味するものとする。

第 3 条

産業財産庁長官は、受理されるために、決定を通じて、明細書、クレーム、図面及び要約に関する情報を含む書類の規則及び仕様を公布するものとする。

同長官はまた、電子媒体を通じて手続を管理するための一般規則を含めて、産業財産庁の運営を促進し、かつ、個人の法的安全を保証するための特別な要件と手続を定めることもできる。

第 4 条

法第 184 条にいう月又は年で定められる期間を計算するにあたって、その期間は、該当する暦月又は暦年の同一日に終了するとみなされるものとする。

同一日が付随する暦月に存在しないときには、当該期間は、次の暦月の最初の就業日に終了するものとする。

月又は年で定められる期間が非就業日に満了する場合は、当該期間は、その日に続く最初の就業日に満了する。産業財産庁は、公報に公示された決定において、非就業日とみなされるそれらの日を公表するものとする。

第 II 章 出願及び申請

第 5 条

いかなる出願又は申請も、法及び本規則に定められた事柄のみならず、以下の要件にも適合していなければならない。

(I) 当該願書又は申請のすべての写しが、適正に署名されていること

(II) 公報及び官報において公示された公式様式を使用し、その様式に定められた部数の写し及び添付物を伴い、これを適切に提出しなければならない。当該様式を電子媒体で提出するためには、産業財産庁長官によって公布されている決定の規定が満たされなければならない。産業財産庁に対する手続において前項の条件に基づいて公示された公式様式がない場合は、願書又は申請書は、該当する場合は、本規則の第 5 条(III)の規定に適合する自由記述で正副 2 通提出しなければならない。

(III) 法、本規則及びその他の適用可能な法的規定に従って、各々の請求又は申請について

必要とされる添付物を提出すること、それらの添付物は、理解でき又は複写できるように、既知の又は既知であるはずの材料支持体上に、判読可能で何らかの方法で書き換えできない状態とされていなければならない。電子的に提出される添付物は、この目的を達成するために、産業財産庁長官によって発せられる決定の規定に従うことを条件とする。

(IV) 通知を聴取及び受領するための国内における住所を提示すること

(V) 出願、特許、登録、公告、宣言若しくは許可の手續番号又は、該当する場合は、フォリオ番号及びその受領日を表示すること。ただし、出願当初の場合は除く。

(VI) 所定料金の納付証を提出すること

(VII) 該当する場合は、それぞれの願書又は申請書に添付されるスペイン語とは異なる言語で記載された書類の翻訳を提出すること

(VIII) 承継人としての地位を証明する書類及び代理人又は法定代理人の法的資格を証明する書類を提出すること、及び

(IX) 該当する場合は、外国の書類の認証又は付箋による証明（アポステイーユ）を提出すること。

出願又は申請が、本条(I)の規定に適合していない場合には、直ちに退けられるものとする。出願又は申請が本条(VI)の規定に適合していない場合には、産業財産庁は、一回限りにおいて出願人に対して、各々の決定の条件に基づく適切な料金の納付証を提示することを要求し、その目的を達成するために、当該脱漏にかかわる通知日の翌就業日から起算して5就業日の期間を与えるものとする。出願人が前記の期間内に当該要求に応えない場合には、その出願又は申請は直ちに退けられるものとする。

出願又は申請が本条(II)から(V)まで及び(VII)から(IX)までに適合していない場合には、産業財産庁は、出願人に対して、通知日の翌就業日から起算して2月以内に、当該脱漏を是正し、又は必要な明確化を提示することを求めるものとする。出願人が前記の期間内に当該要求に応えない場合には、その出願又は申請は直ちに退けられるものとする。

本規則の第36条及び第59条(III)第2項及び第3項の規定は、上記前項の規定から除外される。

第5条の2

出願又は申請は、産業財産庁に直接、又は省の機関若しくは副機関に、いずれに対しても提出することができる。同様に、それらの出願又は申請は、受領確認を伴う書留郵便、宅配便、小包配達若しくはその他の同等便又はこの目的を達成するために産業財産庁長官によって発せられた決定に従う電子通信媒体によって提出することができる。

受領確認を伴う書留郵便によって送付された出願又は申請は、郵便局による日付印に示された日付に提出したものとみなされ、その日付が見える部分を壊さずに、封筒を手續に添付する必要がある。

宅配便、小包配達又はその他の同等便によって送付された出願又は申請は、それらの出願又は申請が産業財産庁へ実際に配達された日付に提出されたものとみなされる。

産業財産庁が顧客サービス窓口外での提出を許容するために導入した電子サービスを介して送付された出願又は申請は、その目的を達成するために長官によって発せられた決定に定められている要件に適合する場合には、それらの出願又は申請の受領日に提出されたものとみなされる。

法又は本規則におけるその他の規定が別段の定めを提示していない限り、産業財産庁が提出された出願又は申請に対して応答を発行するための期間は、当該提出のために使用された媒体に関係なく、同庁がそれらの出願又は申請を受領した日の翌就業日から起算されるものとする。

第5条の3

出願又は申請は、産業財産庁に提出することを意図する各手続について提出されなければならない。かつ、ただ一件の特許、登録、公告、宣言若しくは許可を引用していなければならない。又は処理中の場合には、当該処理の出願若しくは申請に割り当てられた手続番号を引用していなければならない。ライセンスの登録、特許の移転又は抵当権設定又は法第62、63、137及び143条、更には次項に規定される登録は、前記から除外される。

行政宣言手続を除いて、出願人又は権利者が同一で、該当する場合、すべてのファイルにおいて代理人が同一であり、それらが、かかる出願、特許、登録、公告、宣言又は許可を取り扱う産業財産庁の行政機関の同一処理ファイルである限り、2件以上の係属中の出願、2件以上の特許、登録、公告、宣言又は許可のための出願人又は権利者の名前又は住所の変更、新たな代理人の認定又は通知を聴取及び受領するための住所の変更を、単一の手続により請求できる。

関与する出願、特許、登録、公告、宣言又は許可の数に合致する該当料金を納付しなければならない。

第6条

産業財産庁は、公式様式を出願人及び申請人に無料で提供する。公式様式は第三者において複製することができるが、それらは公式の書式に対応するものでなければならない。

第7条

産業財産庁は、願書又は申請書を受領したときは、次のことを行う。

(I) 書類及びそこに列挙されたものが実際に提出されていることを確認し、所定の注記を行うこと

(II) 以下は、適切とみなされる手段を用いて、複写の各々に注記されなければならない。

(a) 受領の日時

(b) 適用可能な受領の連続番号

(c) 出願の場合、それらの出願の処理のために当該出願に割り当てられた手続番号、及び

(d) 法第38条の2、法第121条及び本規則第38条の規定が満たされている場合は、出願の日と時間、及び

(III) 所定の記入を行った後、願書又は申請書の1通に受領印を押し、返却すべき添付物と共に出願人又は申請人に返却すること

第8条

手続が出願の放棄によって終了した場合は、如何なる場合も処理又は手続は再開されない。

第9条

特許，登録，許可又は係属中の出願によって与えられる権利の移転登録の申請，名称若しくは企業名称の変更登録の申請，法的枠組みの変更又は合併についての登録の申請については，本規則第5条の要件に加えて，次の要件を満たさなければならない。

(I) 新たな権利所有者の名称又は企業名称及び国籍を記述すること，並びに移転又は変更が産業財産庁への対応する登録なしで実施されている場合には先の権利所有者のそれらも記述すること

(II) 権利の移転又は変更について記載している契約又は書類の原本又は認証謄本を提出すること，産業財産庁に登録されていない先の移転又は変更に関するものも含む。

前項の条件に基づいて提出される謄本は，当該契約又は書類に当事者らの署名を含んでいなければならない。

(III) 新たな所有者の聴取及び受領の通知のための住所を提示すること，及び

(IV) 該当する場合は，手続における新たな委任者又は代理人を表示すること。

本条にいう登録申請は，移転又は変更に関与する何れかの当事者によって，提出することができる。

抵当権を登録するためには，該当する場合は，本条の規定が適用される。

第10条

産業財産権又はフランチャイズの使用ライセンスの登録申請は，本規則の第5条に予見される要件に適合したうえで，ライセンサー又はフランチャイザー及びライセンシー又はフランチャイジーの名称又は企業名称並びにライセンシー又はフランチャイジーの国籍及び宛先を記述しなければならない。

前項にいう申請には，ライセンス，使用許可又はフランチャイズを示す契約の原本又は認証謄本を添付しなければならない。当該謄本は，前記契約における当事者らの署名を含んでいなければならない。また，ライセンシー，許可を受けた使用者又はフランチャイジーによって納付されるべきロイヤルティ及びその他の考慮事項について言及している契約規定，商品及びサービスの流通及び販売の方式又は手段に関する秘密事項に言及する規定並びに技術情報を伴う構成する添付物を省略することができる。

本条にいう登録申請は，使用ライセンス又はフランチャイズに関与する何れの当事者によっても提出することができる。

第11条

法第62条，第63条，第137条及び第143条の条件に基づいて，2以上の処理中の出願若しくは2以上の特許，登録又は公告に関連する所有権及び権利ライセンスの移転を登録するためには，出願又は申請は，本規則の第9条及び第10条に定められた要件に適合しているうえで，処理中の出願若しくは関与する特許，登録又は公告の手続番号を表示しなければならない。

産業財産庁は，請求された登録に関連する決定を含む書類を発行し，本条にいう処理に，関与する各々の手続又は出願に当該書類の写しを添えるものとする。

出願人は，本条にいう処理に関与する手続又は出願の何れについても説明できるよう，表示された当該契約書の認証謄本の発行を請求することができる。

第 12 条

本規則の第 9 条、第 10 条及び第 11 条にいう登録に関連する出願又は申請が同条に定められた要件に適合していない場合には、産業財産庁は、出願人に対して、一回限りにおいて、通知日の翌就業日から 2 月以内にその脱漏を是正し、又は必要な明確化を提示することを要求するものとする。

関与する当事者が前項に記述した期間内に当該要求に応えない場合には、その出願又は申請は直ちに退けられるものとする。

第 III 章 通知

第 13 条

産業財産庁は、場合により法、本規則及びその他の適用可能な法的規定に従い、出願人、異議申立人又は関与する第三者に対してなされた決定、要求及びその他の措置について、それらの者が提示した宛先における配達証明付書留郵便により、当該宛先又は産業財産庁事務所において直接に送達することにより、官報における公示を通じて、プラットフォームで又は電子媒体を用いて、通知することができる。

産業財産庁は、宅配便のような他の通知手段を配備することができ、当該手段については、それを請求した個人に対して料金が課せられるものとする。

出願人、異議申立人、関与する第三者又は法定代理人の宛先における個人的な通知は、法第 72 条に規定される場合の他に、産業財産庁が当てはまるとみなす場合のみに、命令され、かつ、実施されるものとする。

産業財産庁施設における個人的な通知は、出願人、異議申立人、関与する第三者又はそれらの代理人又は本規則の第 16 条(V)の条件に基づいて権限付与された者が当該施設に出頭する場合に行われる。

個人的な通知及び配達証明付書留郵便による通知は、それらが関与人に送達された日に有効となるものとする。

期間は、送達有効日の翌日から開始する。

電子的通知は、出願人、異議申立人、関係する第三者又はその代理人が具体的に、当該媒体の採用に同意する場合には行うことができる。これらの通知は、その目的を達成するために、産業財産庁長官によって発行された決定に規定される条件に従って実施されるものとする。

第 14 条

官報は、産業財産庁の普及主体であり、その中で、法及び本規則にいう公示がなされる。

官報は、産業財産庁のウェブサイトにおいて、就業日に発行される。必要とされる場合には、産業財産庁は、1 日当たり 2 公告以上命令を出すことができる。

第 15 条

法の定めるところにより公表を要求される証書、書類及び標識に加えて、産業財産庁は官報において、法の保護する産業財産権に影響する又はそれらを変更する決定を公示する。

第 IV 章 権限の表明と一般登録簿

第 16 条

代理人の地位を認定するについては、次の規定が適用される。

(I) 法第 181 条(I)及び(II)にいう委任状に、2 名の証人の名前及び署名が明記されること。証人はメキシコ人であるか外国人であるかを問わない。

(II) 行政行為について、又は訴訟及び債権取立について与えられる包括委任は、行政手続における行為に対して権限を与えるものと見なされる。

(III) 法第 187 条に規定される場合、人格は、産業財産庁における委任状の一般登録簿上での当該委任状登録記録の謄本によって証明することができる。ただし、これは、当該委任状が、訴訟及び取立を取り扱う権限を含む場合に限る。

(IV) 特別の権限は、それらが付与される行為を実行することと見なされる。

(V) 本人として行為する出願人又は異議申立人又はその代理人及び法的代理人は、出願及び申請において、通知及び書類を聴取及び受領する権限を他の自然人に与えることができる。

第 17 条

産業財産庁は委任の一般登録簿の運営に責任を負い、委任の一般登録簿においては委任状の原本又は認証謄本が登録され、該当する場合にはそれらは認証される。委任の一般登録簿への登録は任意である。

各出願又は申請においては、委任の一般登録簿の登録証の単純な写しを提出すれば十分である。

第 V 章 ファイル

第 18 条

手続は、閲覧することができ、それが関係する産業財産権の有効期間中は産業財産庁におけるファイルに保存されるものとする。ただし、産業財産庁がより長く保存すべきと判断する場合を除く。

法第 186 条の適用上、未公開特許出願並びに放棄又は拒絶された実用新案及び意匠に関するファイルが含まれるため、これらのファイルは、出願人又はその代理人又は法定代理人、及び本規則の第 16 条(V)の条件に基づいて権限付与された者のみが、閲覧することができる。

第 19 条

所有者若しくは出願人又はそれらの代理者若しくは法定代理人は、手続が有効である期間中のみ、それらの者による出願又は申請に添付された原本の書類を入手することができる。この場合、産業財産庁は、出願人による出費で、かつ、書類を返却する条件で、返却される書類を置き換えるために各々の手続において当該書類を保持するように、それらの書類の認証謄本を発行するものとする。

出願又は申請とともに提出された物品の場合では、所有者若しくは出願人又はそれらの代理者若しくは法定代理人は、各々の決定の通知時点から数えて翌年中に、当該物品の返却を要求することができる。返却が記述した期間内に要求されない場合には、産業財産庁は、関与

する当事者らに、官報に公示した通知によって、当該通知の公示の翌月内に、対象物を引き取ることを求めるものとする。その期間が当該対象物の引取なしで経過すると、産業財産庁は、それらの対象物の廃棄を進め、そのことを対応するファイル中に残しておくものとする。

第 20 条

何人も、所定手数料の納付を条件として、付与又は登録された権利に係わるファイル中に含まれる書類の認証謄本を取得することができる。

法第 186 条及び本規則第 18 条第 2 段落にいうファイルの場合は、それらファイル中の書類の認証謄本は、法第 186 条及び本規則第 18 条第 2 段落に掲げる者のみが請求し、かつ、取得することができる。

第 21 条

産業財産庁は、ファイル中の書類の保管、閲覧および認証謄本の発行を促進するために、ファイル中での書類の保管、複写及び保存を可能にするデジタル化、光ディスク、データ又は電子保管媒体への記録等を含む、既知又は未知の如何なる様式又は物質的サポートをも利用することができる。

第 II 部 発明，実用新案及び意匠

第 I 章 総則

第 22 条

法第 17 条の規定の適用上，実体審査中の出願より前に提出された特許及び実用新案登録出願で係属中のものは，技術水準に含まれる。

拒絶され，取り下げられ又は放棄された特許又は実用新案登録出願の内容は，特許出願において既に出願の公開が行われた場合を除いて，技術水準の一部を構成するものではない。

第 23 条

実用新案及び意匠の登録の処理及び維持に関しては，本第 II 部の規定が準用される。

法第 18 条の規定は，場合により，実用新案及び意匠に適用される。

第 22 条の規定は，場合により，実用新案登録に適用される。

第 II 章 特許出願

第 24 条

特許出願においては，法第 38 条及び本規則第 5 条に明示した情報に加えて，法第 18 条の規定に基づき，それが開示された伝達媒体，それが公開された博覧会についての情報又はそれが最初に実施された時に関する情報を特定して，当該発明が先に開示された日を記載しなければならない。

法第 44 条にいう分割出願の場合は，原出願の出願日及び係属ファイル番号を明示しなければならない。

第 25 条

特許出願においては，発明の名称が簡潔に，ただし，当該発明の内容を十分に示すように記されなければならない。空想的な名称や表現，取引上の情報又は識別的記号は名称として受け入れられない。

願書には関係公式様式で指定される情報のみを記載する。ただし，明確化のために必要と考える事項については，別紙で願書に添付することができる。それらの審査及び考慮は産業財産庁の裁量による。

第 26 条

産業財産庁は，発明の理解に必要と認められる限りにおいて，出願人に対して，保護を求める発明の実物大又は縮尺の見本又はひな形を提示するよう要求することができる。

第 27 条

明細書，クレーム及び要約については次の要件に従わなければならない。

(I) 図面を含んではならない。

(II) 化学式又は数学等式を含むことができる。さらに，明細書は，コンピュータ・プログラ

ム用の命令を含むことができる。

(III) 明細書及び要約は表を含むことができる。クレームは、主題の性質上、表の使用が適切な場合にのみ表を含むことができる。

(IV) 表及び数学等式又は化学式は、用紙上でそれらを適切に縦に提示するのが難しい場合には横に配置することができる。ただし、そのような場合は、表又は式の上部が用紙の左手に来るような形で記載されなければならない。

第 28 条

明細書は、次の規則に従って作成されるものとする。

(I) 願書に記載された発明の名称を表示すること

(II) 当該発明が関係する技術分野を特定すること

(III) 当該発明が属する技術水準において出願人が知る先行技術を記載すること。望ましくは、前記の技術水準を反映する文献を特定すること

(IV) クレームされている発明を、技術的課題(例えそのようなものとして明示的に掲げられていなくても)を理解することができるような明確かつ正確な用語で特定し、そのような課題の解決法を示し、(もしあれば)先行技術に対する当該発明の利点を説明すること

明細書は簡潔で、ただし、できる限り完結したものでなければならず、かつ、あらゆる種類の逸脱を排除しなければならない。明細書は、開示される発明が公知の類似発明と異なる点を指摘しなければならない。

(V) 法第 47 条 (I) 第 2 段落の規定に基づき生物学的材料の寄託が要求される場合は、明細書においては、当該寄託がなされた旨、寄託機関の名称と所在地、寄託がなされた日、寄託機関によって当該寄託に与えられた番号を記載し、かつ、可能な範囲で、発明の開示に関係する限りでの当該生物学的材料の性質及び特徴を記載すること

(VI) 図面を構成する種々の図の一覧を、それら及びそれらの各構成部分に言及しつつ記載すること

(VII) クレームされた発明を実行する最善の公知方法又は出願人の意図する最善の手段を述べること。この説明は、十分な実施例又は使用例を示すことができる場合には、当該発明と異質な性質のものでない同発明の実施例又は特定使用例の形でなされ、図面があればそれらに言及するものとする。

(VIII) 発明自体の説明又は発明の内容から明らかでない場合には、当該発明が生産又は使用され又はその両者が行われる方法を明確に記載すること

明細書は、本条に定める態様及び順番で記載するものとするが、ただし、発明の内容上、本条に規定する態様及び順番と異なる態様及び順番で記載することにより理解が容易となり、かつ、より実地的な説明方法である場合は、この限りでない。

(II) から (VII) までにいう説明の前には見出しを付すものとする。

第 29 条

クレームは、次の規則に従って記載されなければならない。

(I) クレームの数はクレーム対象である発明の内容に対応しなければならない。

(II) 複数のクレームを行う場合は、それらにアラビア数字による連続番号を付さなければならない。

(III) クレームには明細書及び図面の引用を含んではならない。ただし、その引用が必要不可欠な場合はこの限りでない。

(IV) クレームは当該発明の技術的特徴に従って記載しなければならない。

(V) 出願が図面を含む場合は、クレームの理解に資する場合は、クレームに記される技術的特徴に対応する図面個所を示す参照マークをそれら技術的特徴の記載の後に付すことができる。そのような参照マークは括弧内に入れて記すものとする。

(VI) 独立クレームである第1クレームは、主として保護を求める物又は方法の本質的特徴に言及するものでなければならない。出願が法第45条にいうクレーム態様の2以上のカテゴリーから成る場合は、各カテゴリーについて少なくとも1の独立クレームが含まなければならない。

従属クレームは、それらが依存するクレームのすべての特徴を含み、関連する独立又は従属クレームと矛盾のない追加の特徴も特定しなければならない。

複数のクレームに従属するクレームは、他の複数のクレームに従属するクレームの基礎とすることはできない。

(VII) 従属クレームは、その従属する1又は複数のクレームの有する限定を含むものとする。

第30条

図面は、次の規則に従うことを条件とする。

(I) 特許出願に図面が添付されておらず、かつ、図面が発明の理解のために必要である場合には、産業財産庁は、通知日の翌就業日から起算して2月以内にそれらの図面を提出するように、出願人に求めるものとする。このことが満たされない場合は、その出願は、取り下げられたものとみなされる。

(II) 願書、明細書又はクレームにおいて図面が言及されているが、それらの図面が願書と共に提出されておらず、かつ、発明の理解のためにそれら図面が必要である場合には、産業財産庁は、通知日の翌就業日から起算して2月以内にそれらの図面を提出するように、出願人に求めるものとする。出願人がその要求に応えない場合は、図面への如何なる言及も、なされなかったものとみなされる。

(III) 願書提出日後に要求に応じて図面が提出された場合において、補正図面が原図面に対して新たな要素を付加している場合には、産業財産庁は、当該出願に対して先に割り当てられた日を出願日として認めず、補正図面が提出された日を出願日と認定するものとする。

(IV) グラフ、手続における各段階のスキーム及びダイアグラムは図面とみなされる。

(V) 図面は、発明の完全な理解をもたらすように提示されなければならない。それらは常に、クレームされる発明の特徴のすべて又は一部を含まなければならない。

(VI) 図面が発明の特徴を示すのに十分又は適切でない場合は、図面に代えて写真を提出することができる。

第31条

願書に図面が伴う場合は、出願人は、本規則第3条に基づき産業財産庁が発行する便覧に定める要件を満たさない仮図面を提出することができる。この場合は、出願人は、産業財産庁からの要求を待たずに、出願日から2月以内に所定の要件を充足した最終図面を同庁に提出しなければならない。

その期間内に最終図面が提出されない場合は、出願は、放棄されたものとみなされる。所定期間内に提出される最終図面は、先に提出された仮図面に対して新たな要素を付加するものであってはならず、新規要素が付加されている場合は、産業財産庁は、最終図面が提出された日を当該出願の出願日と認定する。

第 32 条

法第 47 条(II)の適用上、実用新案及び意匠の登録申請の場合にはそれらの理解のために図面は常に必要とされる。

第 33 条

要約は、次の規則に従って作成されなければならない。

(I) 要約は次の要素によって構成される。

(a) 明細書、クレーム及び図面に含まれる開示の概要。概要は、当該発明の属する技術分野を明示し、かつ、技術的課題、その課題について当該発明の提供する解決方法の本質及び発明の主要用途の理解を助けるように作成しなければならない。

(b) 該当する場合は、明細書及びクレームに記載されているものの中で、当該発明をもっとも特徴づける化学式

(II) 開示の必要に合わせてできる限り簡潔な形で作成する。ただし、その長さは、100 語以上 200 語以下とするのが望ましい。

(III) 当該発明の想定される利点又は価値及び予定される用途についての記載を含んではならない。

(IV) 要約で述べられ、かつ、図面で説明されている主要な各技術特性には、括弧に入れた参照マークを付すことができる。また、要約は、当該発明を最もよく説明している図面を指摘しなければならない。

第 34 条

法第 47 条(I)第 2 段落にいう生物学的材料の寄託の証明書は、出願人が対応する特許出願をした日から 6 月以内に提出しなければならない。それによって、出願人は、願書を提出した日時を出願の日時として産業財産庁から承認される権利を有する。ただし、当該生物学的材料の寄託証明書により寄託が願書提出時よりも前に行われたことが証明されることを条件とする。そうでない場合は、当該証明書が産業財産庁に提示された日が出願日とみなされる。出願人が所定期間内に寄託証明書を提示しない場合には、当該出願は放棄されたものとみなされる。

第 35 条

法第 47 条(I)第 2 段落の適用上、産業財産庁は、国際的に承認されている基準及び規則に従って、生物学的材料に関する国際的寄託機関の性質を有する機関及び国内機関に対して承認を与えるものとする。

産業財産庁は、本条に基づき承認された機関の一覧を公報において公表する。

第 36 条

法第 40 条に述べる優先権が認められるためには、出願人は、次の要件を満たさなければならない。

- (I) 知っている場合又は知ることができる場合は、その出願日を優先日として主張する原出願国での出願番号を出願に記載すること
- (II) 所定手数料の納付証を提出すること
- (III) 出願日から 3 月以内に原出願国で提出された出願の認証謄本及び該当する場合はその翻訳文を提出すること。この要件が満たされない場合は、優先権は、主張されなかったものとみなされる。

第 37 条

法第 47 条(I)第 2 段落の適用上、生物学的材料の寄託証明書は、次の場合に必要である。

- (I) 微生物それ自体がクレームされる場合
- (II) 出願において言及される生物学的材料が一般に入手できるものでない場合
- (III) 生物学的材料についての明細書の内容が該当技術分野の熟練者がそれを複製するのに十分でない場合

第 38 条

産業財産庁は、出願人によって同庁へ特許出願が提出された日時を特許出願の日時と認定する。ただし、その出願が法第 47 条(I)から(III)まで、第 179 条及び第 180 条に定められている要件並びに本規則の第 5 条(III)及び(VII)の規定に適合していることを条件とする。出願が前項に示した要件の何れかに適合していない場合には、産業財産庁は、前項に定められている要件に適合し、又はそれらの要件へ補正された出願人の申請を受領した日時を特許出願の提出日時と認定するものとする。

第 39 条

係属中の特許出願についての官報での公告は、出願書類に記載された書誌的データ、発明の要約及び該当する場合は発明を最もよく説明する図面又は発明を最も特徴付ける化学式を含むものとする。要約の理解のために図面は必要でないとして産業財産庁が判断する場合は、図面は公開されない。

方式審査を通らなかった出願、放棄され若しくは拒絶された出願又は方式審査が完了した後補正が出された出願については公開されない。

第 40 条

特許出願の早期公開は、出願が方式審査を通ることを条件として、請求がなされた期間に対応する官報の号又は出願が方式審査を通った期間に対応する官報の号において行われる。

第 41 条

出願人が、法第 49 条の規定に基づいて、実用新案又は意匠の登録出願を特許出願に変更し又はその逆が行われた場合は、変更された出願は、原出願の出願日を保持する。出願が変更された場合は、産業財産庁は、出願人に対して、変更出願に与えられる新しい出願番号を通知

する。

第 42 条

実体審査の目的は、法第 53 条に規定するものに加え、法第 4 条及び法第 43 条に規定する要求及び条件を満たしているか否かを決定することである。

出願の実体審査を行うに際し、産業財産庁は、明細書、クレーム及び図面(添付される場合)に含まれることのみを考慮する。

実体審査の結果、特許付与の決定がなされると先行の出願日時を有する係属中の特許出願に基づく権利を有する第三者に不利な効果を生じることになると産業財産庁が判断する場合は、同庁は、当該実体審査の対象である出願の出願人に対し、同出願人が法第 55 条により自己の利益を守る表明を行えるように前記判断結果について通知を与えるものとする。

第 43 条

法第 54 条及び法第 55 条に規定の適用上、特許協力条約に従って国際予備審査の実施を担当する行政機関の機能を有する機関が外国の審査機関とみなされる。

外国審査官庁の行った実体審査について産業財産庁が受け入れ又は要求する報告書は、特許協力条約に基づき提出された国際出願について実施されたもの又は当該国の国内法に基づき提出された出願に対して発行されたものの何れでもよい。

第 44 条

産業財産庁は、外国審査官庁の行った実体審査の報告書を、特許が求められている発明が新規で、進歩性があり、かつ、産業上の利用可能性を有するか否かを決定するための技術的引用文献とみなす。

出願人は、前記報告書の代わりに、当該外国産業財産庁によって与えられた特許の写しを、そのスペイン語の翻訳文と共に提出することができる。

第 45 条

実体審査の結果から発明が新規性又は進歩性を欠くと認定された場合は、産業財産庁は、先行技術及び関係資料との類似性を摘示して、関係人に書面で当該審査結果を通知する。この通知を受けた関係人は、2 月以内に、自己の利益に適う意見を述べ、かつ、適切な場合は一方の自己の発明と他方の引用された先行技術及び関係資料との相違性を示し、又は当該発明の特許性を主張する理由を摘示し、又は提示したクレームを補正することができる。

出願人が許可された期間内に前記の何れかの行為を行わない場合は、当該出願は、放棄されたものとみなされる。

第 46 条

産業財産庁が特許を付与し、かつ、対応する証書を交付する日付は、それぞれの費用について納付が行われた日付であるとされる。ただし、法第 57 条及び第 58 条に定められている期間内に、産業財産庁がその納付について知らせられることを条件とする。特許証又は登録証の交付のための納付通知を受け取ると、出願人は、産業財産庁の見解で発明の代表物となる図面、化学式又はヌクレオチド配列若しくはアミノ酸配列の写しを提出するものとする。そ

の写しが含まなければならぬ技術的仕様は、本規則第 3 条に規定する決定を通じて産業財産庁長官により決定されるものとする。

第 47 条

特許公告には、適切な場合は、法第 60 条に規定する情報に加えて、最も代表的な図面、特許発明の主な化学式又は産業財産庁により特定されたヌクレオチド又はアミノ酸配列図を含める。

出願人がクレームを訂正した場合は、産業財産庁は、対応する訂正を施した要約を提出するよう出願人に要求する。

第 47 条の 2

逆症療法薬について付与された特許の場合は、産業財産庁は、対応する特許の有効性を明確にする活性物質又は成分に従って、産業財産権法により保護されるべき製品の一覧を、官報で公告し、かつ、公衆の利用に供する。

当該一覧は、一般名称と活性物質又は成分の医薬的同一性及び学名又は特許における識別形態(これらは国際的に容認された名称に従って提供されるべきである)の間の対応を含む。

本条にいう一覧は、医薬品の製造方法又は製剤化方法を保護する特許を含んではならない。活性物質若しくは成分の特許に関する所有権についての議論がある場合は、関係当事者は、合意により当該事項を民法の規定に基づく調停に付することができる。

第 48 条

法第 61 条にいう特許証の本文又は図面に訂正を加えることを許可するために、産業財産庁は、出願人に対して、通知日の翌就業日から 2 月以内に、明細書、クレーム、図面又は要約に関連する訂正を提示するように、求めることができる。出願人が当該期間内に当該要求に応えない場合には、産業財産庁は、当該申請を却下する。

第 49 条

関係の契約において別段の定めがない限り、特許所有者に加え、ライセンシーも法第 81 条に基づく特許回復の申請を行うことができる。

第 III 章 強制ライセンス及び公益のためのライセンス

第 50 条

強制ライセンスが請求される場合に、申請人が、そのライセンスが法第 71 条にいう技術的及び経済的な資格を有するものであることを産業財産庁に対して証明した場合は、産業財産庁は、その旨を特許所有者に対して通知し、通知日の翌就業日から 2 月以内に、特許所有者は、権利を主張することができる。

特許所有者が強制ライセンスの付与に対して反対する場合には、産業財産庁は、当該反対意見を申請人に通知し、その通知日の翌就業日から 15 就業日以内に、申請人は権利を主張することができる。審査及び提出された書類に対する応答期間が満了すると、産業財産庁は、強制ライセンスにかかわる申請人の陳述、特許所有者の陳述及び提供された証拠を考慮して、

当てはまるとみなすとおりに決定するものとする。

第 51 条

法第 77 条第 1 項にいう産業財産庁による声明は、本条の規定に従うことを条件とする。

公報における前項にいう声明の公示日に後続する 2 月以内に、公益のためのライセンスに従うことが条件となることへの責任を負うものと宣言された特許所有者は、当該声明に関して特許所有者の権利に適切な意見を産業財産庁に対して述べることができる。当該意見が述べられた後、産業財産庁は、声明を確認するか解除するかについての最終決定を行い、公報での公示を命じる。

産業財産庁は、本条第 1 項にいう声明を発することとなった緊急事態又は国家安全上の原因の停止を声明する決定を、公報に公示する。

第 52 条

公益のためのライセンスを与えられた者による特許発明の実施は、当該特許の所有者による実施とはみなされない。

公益のためのライセンスが与えられる場合は、産業財産庁は、当該発明の利用開始までの期間をライセンシーに課すものとし、その期間内に当該発明の実施が開始されない場合当該ライセンスは無効となることを宣言する。その期間は、ライセンス付与日から 1 年を超えてはならない。

特許所有者の申出又は職権によって、産業財産庁が強制ライセンス又は公益のためのライセンスを解除する決定を行う場合は、ライセンシー及び適切な場合は特許所有者に自己の利益に適う意見を申出し、かつ、適切と考える証拠を提出するよう求めるものとする。

第 III 部 商標, 広告スローガン及び商号

第 53 条

法第 89 条(II)の規定の適用上, 包装, 梱包, コンテナ及び商品の形状又は体裁は, 立体の形状とみなされる。

第 54 条

法第 92 条(II)の規定の適用上, 特に, 輸入商品は, 次の要件が満たされる場合は適法とみなされる。

- (I) 輸入元の国の市場への当該商品の導入が, その国における当該登録商標の所有者又はライセンスによってなされたものであること
- (II) 当該登録商標のメキシコでの所有者と当該外国での商標所有者が, 商品輸入日において, 同一人若しくは同一の経済的利益団体の一員又はそれらのライセンス又はサブライセンスであること

第 55 条

第 54 条(II)の規定の適用上, 複数人がその意思決定機関又は執行機関内で又はそれらの者の意思決定過程において, 1 人が他の者に対する直接又は間接の支配権を行使する形で相互関係を形成している場合は, それら複数人は, 同一の経済的利益団体の一員であるとみなされる。

前段の規定の適用上, 支配権とは, 関係する法的主体の日々の活動における一般的経営上の決定又は運営上の決定を行う権限を意味する。この定義には, 1 又は複数の中間者を通して間接的支配権が行使される場合も含まれる。

第 1 段落の意味における支配権は, 特に, 次の場合に存在する。

- (I) 1 人が他の者の法人資本の 50%を超える完全議決権付の株式又は持分を所有している場合
- (II) 1 人が他の者の法人資本の 50%未満の完全議決権付の株式又は持分を所有している場合において, 他の株主又は自ら株式又は持分を所有するそのパートナーの中に, 1 人の所有する株式又は持分の割合と同等又はそれを超える割合の完全議決権付株式又は持分を所有する者が存在していないとき
- (III) 1 人が契約によって他の者を指示し又は管理する権利を有する場合
- (IV) 1 人が他の者の取締役会又はこれと同等の機関の構成員の過半数を指名する権限又は権利を有している場合
- (V) 1 人が他の者の取締役, 支配人又は最高経営責任者を指名する権限又は権利を有する場合

第 56 条

商標登録の願書には, 法第 113 条に掲げる事項に加えて, 次の事項を記載しなければならない。

- (I) 分かる場合には, 登録を求める商品又はサービスの区分の番号。本規則による区分に従って記載する。

(II) 当該商標の見本中の言葉及び図形で使用を留保しないもの。

(III) 該当する場合は、出願に組み込まれた商標の見本、及び

(IV) 最初の使用日が表示されているときには何時でも、商標に関連する事業所又は交渉の場所。

登録出願を提出した事実のみにより、出願人が、前項の(III)にいう複写に記載されている商標の排他的使用を留保しているとみなされる。ただし、留保できないロゴ及び図形は除かれる。

記名商標又は商業広告は、現代の国際ラテン文字、アラビア数字で構成される文字又は単語及びその正しい読みを補佐する標識でのみ構成することができる。出願人は、あらゆる型式の文字サイズ又は書体の使用を留保するものとみなされる。

第 57 条

願書記載の商標登録の対象となる商品又はサービスの指定は、次の規則に従うものとする。

(I) 同一の類に属する商品又はサービスのみを指定しなければならない。

(II) 該当の商品又はサービスは、官報に公示される区分についてのアルファベット順の一覧及びそれらの適用規則に使用されている名称によって特定しなければならない。

第 58 条

法第 116 条にいう原則は、関係出願人間の合意書類の形で定めなければならない。

原則は、同様に、商品又はサービスの限定、ライセンス方式、法第 154 条にいう登録取消及び共通の代理人に関する規定も含まなければならない。

第 59 条

法第 93 条にいう商品及びサービスの区分は、ニース協定に従って定められ、有効な「商標の登録のための商品及びサービスの国際分類」である。産業財産庁は、各物品及びサービスが帰属する類を明示した商品及びサービスのアルファベット順の一覧を官報で公示する。アルファベット順の一覧に含まれる商品及びサービスは、類型とみなされる。列挙される商品及びサービスは網羅的なものではない。

産業財産庁は、区分の解釈と適用に関する基準を定める。

第 59 条の 2

法第 119 条にいう商標登録出願の官報における公示は、当該出願に割り当てられた手続番号、当該出願の出願日、当該出願に適用されている識別できる標識及び区分を含むものとする。

第 59 条の 3

法第 120 条に予見される期間外で提出された異議申立にかかわる如何なる通知も、即座に退けられるものとする。

提出された異議申立又は異議申立に由来する申請が、法及び本規則に予見される要件に適合していない場合には、産業財産庁は、異議申立人に対して、通知日の翌就業日から起算して 5 日以内に、脱漏を是正すること又は必要な明確化を提示することを一度だけ求めるものとする。

異議申立人が前項に記述した期間内に当該要求に対して応えない場合には、その異議申立は即座に退けられる。

第 59 条の 4

法第 120 条第 4 項に予見される、異議申立の提出の対象となされている出願の一覧の公示は、異議申立がなされている登録出願に割り当てられた手続番号、異議申立書のフォリオ番号、その提出日及び異議申立人の名称を含んでいなければならない。

法及び本規則に定められた規則に適合せずに提出された異議申立は、それぞれの要件が前条に従って是正されたときに、公示されるものとする。

第 59 条の 5

法第 119 条及び第 120 条にいう出願又は異議申立が省の機関又は副機関を通じて提出されている場合には、それらの条文に予見される期間は、それらの出願又は異議申立が産業財産庁の官舎において受領される日の翌就業日から起算されるものとする。

第 60 条

法第 117 条にいう優先権の認定を受けるためには、商標登録の出願人は次の要件を満たさなければならない。

(I) 知っている場合は、原出願国での当該商標の登録出願番号及び優先日として主張する当該国での出願日を願書に記載すること

(II) 所定手数料の納付証を提出すること

第 61 条

登録出願の提出後に、出願人が識別的な標識を変更し、登録請求の対象とされる商品又はサービスの数を増加し、出願に表示された商品又はサービスの置換え又は変更を行う場合には、当該出願は新たな出願とみなされ、かつ、新たな手続の対象となり、該当料金を知り、並びに適用法規の遵守が要求される。この場合、修正した出願の出願日は、出願人が当初出願を修正するための申請を提出した日と見なされる。法第 123 条第 2 項(III)の適用上、当該出願の公告日は、産業財産庁が新たな出願の提出日を確認次第速やかに開始されるものとする。

第 62 条

本法の適用上、特に、商標が識別する商品又はサービスが、メキシコ国内で、商業上の慣習及び実務に対応する数量及び態様において当該商標を付され市場に出され又は市場で入手可能な状態に置かれている場合は、当該商標は使用されているものと理解される。

また、商標が輸出を意図された商品に付されている場合も、当該商標は使用されているものと理解される。

第 63 条

産業財産庁は、次の場合は、商標登録の取消申請について確認証を要求することができる。

(I) 関係する登録商標の共有がある場合

(II) 団体標章の場合

第 64 条

ライセンス又はフランチャイズに基づいて登録商標が使用される商品又はサービス提供事業所には、法第 139 条に規定する事項に加えて、次の情報を明示しなければならない。

- (I) 当該登録商標の所有者の名称と住所
- (II) 当該商標のライセンシー又はフランチャイジーの名称と住所
- (III) 当該登録商標がライセンスに基づいて使用されていること

第 65 条

法第 142 条の適用上、フランチャイズ所有者は、利害関係人に対して、関係契約の締結後に、少なくとも次の技術的、経済的及び財務的情報を提供するものとする。

- (I) フランチャイザーの名称又は商号、住所及び国籍
- (II) フランチャイズの内容
- (III) 原フランチャイズ会社の設立年及び該当する場合は当該フランチャイズ取引における主フランチャイザー
- (IV) フランチャイズに含まれる知的所有権
- (V) フランチャイジーがフランチャイザーに支払うべき権利使用料の金額と目的
- (VI) フランチャイザーがフランチャイジーに与えなければならない技術的な支援及びサービスの種類
- (VII) フランチャイズを実行する事業運営の地理的範囲の明確化
- (VIII) フランチャイジーが第三者にサブフランチャイズを与える権利を有するか否か。権利を有する場合はその行使の要件
- (IX) フランチャイザーからフランチャイジーに提供される秘密情報に関するフランチャイジーの義務
- (X) 一般的に、フランチャイズ契約の締結から生じるフランチャイジーの権利と義務

第 66 条

法第 102 条の適用上、本規則第 59 条に定める区分が準用される。

第 67 条

商標に関する本規則の規定は、別段の定がある場合を除いて、広告スローガン及び商号に準用される。

第 68 条

法第 169 条の適用上、関係人は、次の事項及び物件を明示及び、適切な場合は添付して申請を産業財産庁に出さなければならない。

- (I) 出願人の名称、国籍及び住所
- (II) 原産地名称により保護された物品が生産される事業所の場所
- (III) 当該事業所が宣言で特定された地域内にあることを証明する管轄地方当局の証明書
- (IV) 関係人が公式品質基準(あれば)に適合していることを証明する省の証明書。(III)及び本号にいう証明書は、願書提出日の前 6 月以内に発行されたものでなければならない。

(V) 申請が代理人によって出される場合には，委任状の原本又は認証謄本

第 IV 部 行政手続、査察、監視及び罰則

第 I 章 行政手続

第 69 条

行政上の法規違反の場合における行政処分の請求においては、法 189 条にいう情報に加えて、当該違反があったと主張する商品が製造、配布、販売又は保存され、あるいはサービスが申し出られ又は提供されている企業、取引又は商品が製造される事業所の場所を明示しなければならない。

第 70 条

法第 187 条にいう手続に関する請求には 1 通の写しを添付するものとし、それは相手方当事者に送付される。

第 II 章 査察と監視

第 71 条

査察については、法第 VII 部第 I 章の規定に加えて、次の規定が適用される。

(I) 査察執行官は、当該職務を執行する自己の権限を証明する管轄当局発行の写真付の有効な身分証明書を提示して、自らの身元確認を行う。

(II) 査察執行官は、管轄当局が交付した手書署名付き査察令状を所持していなければならない。令状には査察が行われるべき事業所の場所、査察の目的、対象範囲及び根拠となる法規定が記載される。

(III) 法により保護された産業財産権の所有者であって、法又は自己の権利を侵害する行為についての調査を産業財産庁に申請した者は、自ら又は代理人によって当該査察に立ち会うことができ、かつ、調書に記入されるべき意見を述べることができる。

(IV) 査察を受ける者は、査察中に自ら適切と考える意見を述べ、かつ、証拠を提出する権利を有するものとし、又は査察終了後 10 就業日以内に同じ権利を行使することができる。

第 72 条

商品の押収については、法の規定の他、次の規定が適用される。

(I) 法第 211 条の適用上、商品の所有者又はその代表者が不在の場合は、査察命令が送達された者が当該事業所の長とみなされる。

(II) 押収された商品に関し、保管人は、送達の行われた住所又は特にそのために指定された場所において当該商品を保管する義務を有する。それら商品の保管は、保管者の裁量によらずに、産業財産庁の指示に従って行わなければならない。

(III) 産業財産庁に保管される押収商品は、保管のために特に準備される部屋で産業財産庁自ら又は省の所轄機関によりその責任において保管される。

(IV) 査察執行官は、命令の発出又は押収の実行のために必要な如何なる措置も行うことができる。査察執行官はまた、適切と判断する場合は、法令の定める強制力の行使又は連邦公訴官の介入を求めることができる。

第 73 条

財産の押収は、次の場合に解除される。

- (I) 法の規定に反する行為が行われていないとする産業財産庁の決定が確定した場合
- (II) 産業財産庁によって課せられた行政罰が裁判所命令により根拠がない又は無効と宣言された場合
- (III) 当該財産が連邦公訴官の処分下に置かれる場合
- (IV) 裁判所が解除を命じた場合

第 74 条

[削除]

第 III 章 罰則

第 75 条

法第 214 条(I)にいう罰金額は、当該違反が行われた日においてメキシコシティーで適用されている一般最低日額賃金に従って計算されるものとする。連続した侵害行為があった場合には、罰金額は、産業財産庁がそれらの侵害行為を知った日に適用される額である。

第 76 条

一時的又は永久的な、全体的又は部分的な営業停止命令が課せられ、所轄官は、その履行に際し、適切な場合は法第 208 条、法第 209 条及び法第 212 条に定める方式を採用して当該措置についての詳細な記録を作成するものとする。

第 77 条

一時的営業停止は次の規則に従って命じられる。

- (I) 事業所に腐敗し易い商品がある場合は、それらは、所有者又は当該事業所の責任者の責任において除去されるものとする。
- (II) (I)にいう商品が制裁対象である行政上の法規違反の主題である場合、当該事業所又は商品の所有者は、その行政上の法規違反によって侵害された産業財産権の所有者又は第三者に生じる損害を賠償するために十分であると産業財産庁が判断する担保を既に提供しているときは、単に当該商品を除去すれば足る。この場合は、違反を構成している識別的標識は、取り除かれるものとする。
- (III) 営業停止に使用される封印には連続番号が打たれ、関係記録に記載される。
- (IV) 一時的営業停止が終了した時、産業財産庁は封印の除去を命じ、その際に一時停止についての書面上の記録を作成するものとする。

第 78 条

法第 214 条(II)にいう追加罰金は、侵害行為に関する産業財産庁の決定が侵害者に通知され、かつ、当該侵害行為を終止したことを証明するために当該侵害者に認められた猶予期間が経過した後になお侵害行為が継続している場合に課せられる。

第79条

産業財産庁は、手数料納付を条件に査察又は事実の証明手続を実施するための職権をその職員に与える。